

下呂市告示第 70 号

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 2 条の規定により、平成 31 年度下呂市一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、告示する。

平成 31 年 3 月 29 日

下呂市長 服 部 秀 洋

記

別添「平成 31 年度 下呂市一般廃棄物処理実施計画」のとおり

平成31年度

下呂市一般廃棄物処理実施計画

下呂市

この計画書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法律」という。）第 6 条第 1 項及び下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年下呂市条例第 69 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づき、下呂市内における平成 31 年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めるものである。

基本的事項 対象区域 下呂市全域 計画期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

ごみ処理計画編

※この計画書において、「ごみ」の表示は、一般廃棄物の内、固形状の廃棄物を指す。

ごみの排出状況（発生量・処理量の見込み）

年度	日常生活から生じるもの（単位：t）				事業活動から生じるもの（単位：t）			
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ
平成 31 年度見込量	4,836	164	457	200	3,793	39	200	2
	可燃ごみの計：8,629、不燃ごみの計：203、資源ごみの計：657、粗大ごみの計：202							
平成 29 年度実績量	4,922	192	474	198	4,047	31	178	30
	可燃ごみの計：8,969、不燃ごみの計：224、資源ごみの計：652、粗大ごみの計：228							

区分	可燃ごみ	ごみ焼却施設で適正な焼却処理が可能で、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみを除いたもの
	不燃ごみ	ごみ焼却施設で適正な焼却処理が困難なもので、不燃ごみ専用袋に収納でき、資源ごみを除いたもの
	資源ごみ	ふた、汚れ及び異物等資源化に支障をきたすものを除いた次のもの スチール缶、アルミ缶、びん、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、割れガラス、陶磁器（食器類）
	粗大ごみ	ごみ焼却施設で適正な焼却処理が困難なもので、小型家電製品・日用品等混合ごみ専用ごみ袋に入れられたもの、又は粗大ごみ専用利用券を貼付したもの、若しくは市処理施設に搬入されるもの
条件	①搬入しようとする廃棄物が市内で発生したものであること。②搬入しようとする廃棄物が上記の区分に応じて分別されていること。③搬入しようとする廃棄物が爆発、火災等の危険のないようにされていること。④搬入しようとする廃棄物が処理施設に支障が生じない形状にされていること。	

ごみ収集・運搬の主体

一般廃棄物の種類	自己搬入	委託業者の収集・運搬	許可業者の収集・運搬（注 2）
日常生活に伴って生じるもの	①可燃ごみ	○	○
	②不燃ごみ	○	○
	③資源ごみ	○	○
	④粗大ごみ	○	○
	⑤特定家庭用機器廃棄物	○	
	⑥家庭系パソコン	○	
	⑦携帯電話	○	
	⑧特別管理（感染性）一般廃棄物	○	
	⑨動物の死体	○	
事業活動に伴って生じるもの（①～④、⑨と同等のごみ）	○	○（注 1）⑨を除く	○

（注 1）市からの委託業務分とする。（注 2）事業の範囲に詳細があるため、その詳細内容は、それぞれの許可証に基づく。

※収集区域は市内全域とする。

※許可業者又は自己による搬入時等の搬入先は、ごみ区分に応じたそれぞれの処理施設、回収施設とする。

※特定家庭用機器廃棄物については、家電販売店で引取ができないものは、以下①又は②の手段によるものとする。

①家電リサイクル券と一緒に下呂市の処理施設又は、指定引取場所への自己搬入。（市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に、下呂市の処理施設への運搬を委託する場合は、業者の指定する方法とする。）

②市が許可した一般廃棄物処分許可業者の処理施設への自己搬入。（市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に、一般廃棄物処分許可業者の処理施設への運搬を委託する場合は、業者の指定する方法とする。）

※家庭系パソコンについては、以下①・②・③いずれかの手段によるものとする。

①一般廃棄物広域（処理）認定制度の利用

②下呂市の処理施設への自己搬入。（市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に、下呂市の処理施設への運搬を委託する場合は、業者の指定する方法とする。）

③市が許可した一般廃棄物処分許可業者の処理施設への自己搬入。（市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に、一般廃棄物処分許可業者の処理施設への運搬を委託する場合は、業者の指定する方法とする。）

※携帯電話については、一般廃棄物広域（処理）認定制度の利用又は、市内の回収場所への自己搬入（詳細 P. 7）とする。

ごみ処分の主体

一般廃棄物の種類	市による処理	市による回収	家電リサイクル法指定施設による処理	家庭系パソコンリサイクル (注1)	市の許可業者による処理 (注3)	市が指定した業者による再生活用 (注3)
日常生活に伴って生じるもの	①可燃ごみ	○				
	②不燃ごみ	○				
	③資源ごみ	○				
	④粗大ごみ	○				
	⑤特定家庭用機器廃棄物			○		○
	⑥家庭系パソコン (注1) (注4)		○		○	○
	⑦携帯電話 (注4)		○			
	⑧特別管理 (感染性) 一般廃棄物					○
	⑨動物の死体 (注5)	○				○
事業活動に伴って生じるもの	⑩①～④と同等のごみ	○				
	⑪木くず、竹、草 (注2)	○			○ (木くず)	○
	⑫ダム等排出物 (注2)	○			○	○ (木くず)
	⑬動物の死体 (注5)	○			○	

(注1) 家庭系パソコンリサイクルとは、資源の有効な利用の促進に関する法律及び、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令による。

(注2) ⑪、⑫を下呂市のごみ処理施設へ持込むときは、事前に協議すること。

(注3) 事業の範囲に詳細があるため、その詳細内容は、それぞれの許可証又は指定証に基づく。

(注4) 市による回収は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律及び、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則による。

(注5) 市の許可業者による処理は、動物の死体のうち、市クリーンセンターの処理困難物とする。

※下呂市のごみ処理施設において処理が困難な一般廃棄物

1	爆発の危険性のあるもの (プロパンガスボンベ、消火器、火薬類等)
2	引火の危険性のあるもの (ガソリン、灯油、オイル、塗料等)
3	感染の危険性のあるもの (注射針等)
4	有害性物質を含むもの (薬品、農薬、劇薬等とその容器)
5	自動車解体部品 (ドア、タイヤ、ホイール等)
6	自動二輪車 (原動機付自転車を含む)
7	建築廃材 (廃木材、瓦、タイル、コンクリートブロック、コンクリート塊、レンガ等) 個人で解体した物は除く
8	ピアノ、金庫、便器、浴槽、農機具、塗料、グラスファイバー製品、ボウリング球、ドラム缶、伐根、ダム流木
9	その他処理が著しく困難なものと認められるもの及び処理施設の機能に支障を及ぼすと認められるもの

建築廃材の瓦、タイル、コンクリートブロック、コンクリート塊、レンガ等については、自力解体により発生し、一般廃棄物として市に処理責任があるものを大前提とし、且つ少量であり、下呂市埋立処分場 (下呂市金山町岩瀬 1371 番地) への埋設が可能であると市が認めたものについては、この限りでない。

※一般廃棄物広域 (処理) 認定制度

下記の一般廃棄物については、一般廃棄物広域認定制度によるリサイクルシステムが構築されているため、問合せ等があった場合は、認定を受けた団体や事業者が指定した方法により排出を行うように促す。

①廃自動二輪車：公益財団法人自動車リサイクル推進センターが指定した方法による。

②廃FRP船：社団法人日本舟艇工業会が指定する方法による。

③廃パソコン：社団法人電子情報技術産業協会及び当品目の広域 (処理) 認定を受けた各製造等業者が指定する方法による。

④廃消火器：社団法人日本消火器工業会が指定する方法による。

⑤廃携帯電話：社団法人電気通信事業者協会が指定する方法による。

⑥廃インクカートリッジ：キャノン (株)、セイコーエプソン (株)、他4社が共同で実施する回収方法による。

⑦廃火薬類：社団法人日本火薬銃砲商組合連合会が指定する方法による。

⑧廃携帯電話用装置：当品目の広域 (処理) 認定を受けた各製造等業者が指定する回収方法による。

⑨廃密閉型蓄電池、廃開放型鉛蓄電池：社団法人鉛蓄電池再資源化協会及び当品目の広域 (処理) 認定を受けた各製造等業者が指定する方法による。

⑩廃乳母車、廃乳幼児ベッド、廃幼児用補助装置：当品目の広域 (処理) 認定を受けた各製造等業者が実施する回収方法による。

※災害及び火災廃棄物の処分について

廃棄物処分の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・消防による調査及び警察による捜査の終了した時点。 ・火災の場合は、鎮火後4時間以上が経過して完全に消火されたことが確認されたもの。 		
廃棄物処理手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理手数料減免申請書の提出により市長が認めた災害廃棄物について手数料の減免（免除）を行う。 		
廃棄物の分別	手数料減免の対象となる廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物のうち日常生活に伴って発生するもので、市による処理を行うもの。 ・下呂市のごみ処理施設での処理困難物は受入れをしない。 	
	家電リサイクル法対象品	罹災していないもの	罹災したもの
		<ul style="list-style-type: none"> ・家電販売店での引取り依頼を推奨する。 ・下呂市の処理施設、又は指定引取場所に持ち込む場合は、予め家電リサイクル券を購入して搬入する。 ・若しくは、一般廃棄物処分許可業者の処理施設への搬入とする。 	焼損等の家電及びパソコンについては、分別指導立会い時に環境課職員が指導を行う。
家庭系パソコン	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーへの引取り依頼を推奨する。 ・下呂市の処理施設、若しくは、一般廃棄物処分許可業者の処理施設への搬入とする。 		
分別指導	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、搬入にあたっては、罹災現場において分別指導を行う。 		
廃棄物の収集・運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・本人又はその親族等による自己搬入又は一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼して搬入する。 ・1日あたりの最大搬入量は4トンまでとする。 		

※在宅医療廃棄物の処分について

市で処分できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・注射針等の感染の危険があるものは処理困難物とする。 ・処方された医療機関又は薬局等、若しくは、往診医又は訪問看護師に返却する。 ・この他、感染性があるものは、市が許可した一般廃棄物処分業者に依頼とする。
可燃ごみとして処分	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性の注射器、プラスチック製容器、バック及びチューブ等は注射針を取り外し、内袋や紙で包んだ上で可燃ごみとして分別する。（※注射針は、市で処分できないものの方法による。） ・ガーゼは内袋や紙で包んだ上で可燃ごみとして分別する。 ・紙おむつは汚物を取り除いて可燃ごみとして分別する。
不燃ごみとして処分	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃性の注射器、薬、栄養剤及び点滴液の容器は、注射針等を取り外し、不燃ごみとして分別する。（※注射針は、市で処分できないものの方法による）

※動物の死骸の処分について

動物の死骸の分類	排出状況	廃棄物の分類
	事故死等による動物の死骸、狩猟等による動物の死骸や残渣	一般廃棄物
	畜産業から排出される動物の死骸	産業廃棄物
動物の死骸（一般廃棄物）の収集・運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・市処理施設へ搬入の場合、有害鳥獣に限る。（排出者自ら30cm以下の大きさに切断し、袋に小分けして入れる。） ・自己搬入又は一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼して搬入する。 	

※建設廃棄物に該当する一般廃棄物については、その処理等に関する取扱指針を別添のとおり定める。

※下呂市のごみ処理施設において一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他処理することが必要であると認める産業廃棄物

産業廃棄物の範囲	下呂市の区域内で発生したもので一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障がないと市長が認めたもので、下呂市ごみ処理施設の受入基準等に適合するものに限る。
産業廃棄物の種類	以下に掲げるとおりとする。但し、受入の可否についてはその都度市長が決定する。 (1)廃油,(2)廃プラスチック類,(3)金属くず,(4)紙くず,(5)木くず,(6)繊維くず,(7)動植物性残渣,(8)その他特に市長が認めるもの
受入量等の制限	下呂市のごみ処理施設へ搬入することができる産業廃棄物の量は、1日につき100kg程度とし、処理承認書に条件の記載がある場合は、その条件のとおりとする。
搬入できる事業者	下呂市に住民登録又は市内に事務所・事業所等を有する事業者であり、排出された産業廃棄物を下呂市のごみ処理施設へ搬入することについて、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けた事業者とする。なお搬入にあたっては排出者自らが行うものとし、産業廃棄物収集運搬許可業者へ委託による搬入は受け付けない。

処理計画

ごみ処理実施計画 対象人口：32,435人、対象世帯数：12,158世帯（平成31年2月28日現在、市民課人口動態調査）

排出抑制・再資源化計画

排出抑制の方法

・容器包装リサイクル法に基づき、ごみの分別排出の徹底化を図る。

再資源化の方法及び量	対象物	再資源化の方法	再資源化の量(t)
	ガラス類(飲料用空きびん、割れガラス、陶器)	色別に選別	283
	ガラス類(蛍光灯)	選別	7
	金属類(鉄・空き缶)	選別・圧縮	134
	プラスチック類(ペットボトル)	選別・圧縮・梱包	86
	紙類(新聞、雑誌、ダンボール)	選別	135
	乾電池	選別	12
関連施設の概要	施設名	所在地	処理能力
	下呂市クリーンセンター(リサイクル)	下呂市小川2390番地	3.5t/5h
	下呂市北部リサイクルセンター	下呂市小坂町坂下870番地	2.0t/5h
	下呂市ペットボトルリサイクルセンター	下呂市宮地2268番地78	0.3t/h

・ごみの再資源化を推進するため、PTA、ボランティア団体等が行う集団資源回収事業に対し、対象品目ごとに回収量に応じて奨励金を交付する。

対象物	再資源化の量(t)	奨励金単価	奨励金(千円)	※空瓶の奨励金は、再資源化の量÷0.7で算出
古紙(新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック)	764	4円/kg	3,056	
古繊維	23	〃	92	
屑鉄(アルミ缶)	23	〃	92	
空瓶(リターナブルびん)	23	1円/本	32.8	

収集・運搬計画

種類	収集運搬量(t)	収集区域	収集回収	収集方法
可燃ごみ	4,884	萩原町、馬瀬の区域：(有)中澤クリーン社 小坂町の区域：(有)益田清掃社	次貢、区域割毎の収集計画による	ごみ収納ボックス等によるステーション方式と各戸収集の併用別貢のとおり、ごみ収納ボックス設置事業の内容・条件を示す。
不燃ごみ	149			
資源ごみ	353	旧下呂町の区域：(株)下呂キャリア		
粗大ごみ	1	金山町の区域：クリーン金山(有)		

萩原町の区域の収集計画

区域割	大字、地区名、呼称等	可燃ごみ・古紙	不燃ごみ、資源ごみ	粗大ごみ	ペットボトル
北部①	宮田、大ヶ洞、四美	週2回、火・金曜日(1月3日分は、1月4日(金)に実施)	月2回、第1・第3の月曜日、祝祭日の振替収集は以下 5月6日分→5月7日(火)、7月15日分→7月19日(金) 9月16日分→9月20日(金)、11月4日分→11月1日(金)	月2回、第1・第3の火曜日	月2回、第1・第3の水曜日、祝祭日の振替収集は以下 1月1日分→1月7日(火)
北部②	奥田洞、上呂				
北部③	山之口、尾崎、野上				
北部④	羽根				
南部①	桜洞	週2回、月・木曜日(1月最初の収集は、1月6日(月)に実施)	月2回、第2・第4の火曜日、祝祭日の振替収集は以下 10月22日分→10月29日(火)、2月11日分→2月7日(金)	月2回、第2・第4の月曜日、祝祭日の振替収集は以下 8月12日分→8月9日(金)、9月23日分→9月30日(月)、 10月14日分→10月18日(金)、1月13日分→1月17日(金)、 2月24日分→2月21日(金)	月2回、第2・第4の水曜日、祝祭日の振替収集は以下 8月14日分→8月16日(金)
南部②	萩原 ※JR東海(株)の鉄道敷より飛騨川沿いまでの区域				
南部③	上村、花池、中呂及び、萩原区のうち上記※以外の区域				
南部④	古関、跡津、西上田				

馬瀬の区域の収集計画

区域割	大字、地区名、呼称等	可燃ごみ・古紙	不燃ごみ、資源ごみ	粗大ごみ	ペットボトル
北部	川上、黒石、数河、中切	週2回、火・金曜日(1月3日分は、1月4日(金)に実施)	月1回、第2金曜日	月1回、第4金曜日	
南部	堀之内、萩原、名丸、井谷、惣島、西村				

※萩原・馬瀬地域5月1.2日に重なった不燃粗大の収集は全て定期収集周期より1週間後に実施。

小坂町の区域の収集計画

区域割	大字、地区名、呼称等	可燃ごみ・古紙	不燃・資源・粗大ごみ	ペットボトル
A	門坂、岩崎、無数原、大垣内、大島、坂下	週2回、火・金曜日(1月3日分は、1月4日(金)に実施)	月1回、第1水曜日 1月は第2水曜日	〇4～10月は月2回、第2・第4水曜日
B	小坂町、長瀬、赤沼田、落合(濁河温泉街を除く)、湯屋、大洞		月1回、第3水曜日 1月は第4水曜日	〇11～3月は月1回、第2水曜日、1月は第3水曜日
C	落合の一部(濁河温泉街)	可燃ごみ・新聞・雑誌 4,5,6,12,1,2, 3月は月2回、7,9,11月は月3回、10月は4回、8月は月5回 各月指定の木曜日	不燃・資源・粗大ごみ、ペットボトル、ダンボール 月1回指定の木曜日	

※小坂地域5月1.2日に重なった不燃粗大の収集は全て定期収集周期より1週間後に実施。

旧下呂町の区域の収集計画

区域割	大字、地区名、呼称等	可燃ごみ・古紙	不燃ごみ、資源ごみ	粗大ごみ	ペットボトル	
①	東上田	週2回、火・金曜日	月2回、第1・第3の金曜日	月2回、第1・第3の水曜日 祝祭日の振替収集：1月3日分→1月10日(金)、3月20日分→3月19日(木)	月2回、第1・第3の水曜日 祝祭日の振替収集：1月1日分→1月8日(水)	
②	幸田	週2回、月・木曜日	祝祭日の振替収集：1月3日分→1月10日(金)、3月20日分→3月19日(木)			
③	湯之島	〃	月2回、第1・第3の火曜日			
④	森	週2回、火・金曜日	月2回、第1・第3の木曜日 祝祭日の振替収集：1月2日分→1月9日(木)			
⑤	小川(大林集落を除く)	週2回、月・木曜日	月2回、第2・第4の木曜日			
⑥	少ヶ野、三原	〃	月2回、第1・第3の月曜日 祝祭日の振替収集：5月6日分→5月7日(火)、7月15日分→7月16日(火)、9月16日分→9月17日(火)、11月4日分→11月5日(火)			
⑦	小川の一部(大林集落)	〃	月2回、第2・第4の木曜日			
⑧	竹原(御厩野、野尻、宮地、乗政)	週2回、火・金曜日	月2回、第2・第4の金曜日			月2回、第2・第4の水曜日
⑨	上原(夏焼、田口、蛇之尾、門和佐)	週2回、月・木曜日	月2回、第2・第4の月曜日 祝祭日の振替収集：8月12日分→8月13日(火)、9月23日分→9月24日(火)、10月14日分→10月15日(火)、1月13日分→1月14日(火)、2月24日分→2月25日(火)			
⑩	中原(門原、保井戸、久野川、瀬戸、三ッ淵、焼石、和佐、火打)	週2回、火・金曜日	月2回、第2・第4の火曜日 祝祭日の振替収集：10月22日分→10月21日(月)、2月11日分→2月10日(月)			
①②③④⑤月1.2.3日に重なった不燃粗大、ペットボトルの収集は全て定期収集周期より1週間後に実施。						
①～⑩1月の水・木・金曜日、それぞれの不燃粗大・ペットボトルの収集は全て定期収集周期より1週間後に実施。						
①④⑧⑩1月3日の可燃ごみ・古紙は1月4日(土)に実施 ②③⑤⑥⑦⑨1月最初の可燃ごみ・古紙は1月4日(金)に実施						
下呂温泉街のホテル旅館・飲食店		週7回(毎日)、残菜のみ				

金山町の区域の収集計画

区域割	大字、地区名、呼称等	可燃ごみ・古紙	不燃ごみ、資源ごみ	粗大ごみ	ペットボトル
金山	金山	週2回、火・金曜日(1月3日分は、1月4日(金)に実施)	月2回、第1・第3の水曜日 5.1月は月1回、第3水曜日	月2回、第1・第3の火曜日	
下原	大船渡、田島、渡、下原町、中切、中津原、福来		月2回、第2・第4の水曜日	月2回、第2・第4の火曜日 10月は月1回、第2火曜日、2月は月1回、第4火曜日	
東	東杵部、戸部(下記※1、次項※2を除く)、祖師野、岩瀬、乙原	週2回、月・木曜日	〃	月2回、第1・第3の金曜日 5月は月1回、第3金曜日 1月は月1回、第3金曜日	
菅田	菅田笹洞(次項※2を除く)	〃	月2回、第1・第3の水曜日 5.1月は月1回、第3水曜日	月2回、第2・第4の金曜日	
東の一部	戸部の一部(※1厚曾林道沿線)		月1回、第4水曜日		

菅田・東の一部	菅田笹洞・菅田桐洞・東沓部の各一部（※2 笹洞新田・貝洞新田・登呂瀬の各集落）	月2回、第2・第4の木曜日
---------	---	---------------

ごみ収納ボックス設置事業の内容

自治会からの要望（設置申込書）に対し、以下の設置条件を満たす場合、市において購入したごみ収納ボックスを貸与する。

なお、設置されたごみ収納ボックスの清掃など維持管理は、自治会や共同利用者が担うものとする。

ごみ収納ボックスの設置条件

新設の場合	①現行の集積ルートと収集場所への設置、隣接する5世帯以上で共同利用を原則とする。 ②自治会や共同利用者にて土地所有者の承諾を得ていること。 ③共同利用者間で責任者・担当者などを設定し、清掃などの日常管理を行うこと。 ④集積場所の新設には、地域住民と収集運搬委託業者及び市担当課の間での協議とする。但し、戸別回収区域及び新設されたアパート・団地のみを対象とし、設置場所の状況によっては不可能な場合もある。
増設・交換の場合	①利用世帯が増えるなど、ごみ量が増大し、既存ごみボックスに収納しきれない場合 ②ごみ収納ボックスが老朽化し、蓋や扉が開閉しにくいなど、支障をきたしている場合
その他	野天集積箇所、ネット被覆による防護箇所が、カラスや野良猫などに荒らされている場合

ごみの排出方法

- ・ごみは分別区分に従い分別後、ごみ袋に氏名を記入し、収集日の午前8時までにごみ集積場所等に出すこと。
- ・ごみ袋の中は8分目にして、ごみが袋から溢れ出さないように口元の箇所をしっかりと結ぶこと。
- ・1回の収集に出せるごみ袋は、計5袋まで（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみを含む）とする。
- ・大量のごみがある場合は分けて出すか、自ら市処理施設に持込むか、市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することとする。

容器等の指定

可燃ごみ：市指定のごみ袋

不燃ごみ・資源ごみ：種類別ごとの市指定のごみ袋、新聞・雑誌・ダンボール専用シール

粗大ごみ：市指定の粗大ごみ専用利用券、小型家電製品・日用品混合ごみ専用袋

※種類別ごとの市指定のごみ袋、新聞・雑誌・ダンボール専用シール、廃棄物処理利用券(粗大ごみエフ)について、種類ごとの対象品目、注意事項を以下のとおり示す。

①もえるごみ専用袋
対象品目（主なもの）：生ごみ、紙類、ゴム製品、プラスチック類、アルミくず、紙おむつ、貝殻、樹枝、草、衣類、靴、皮革製品、CD・DVD類、金属を含まない日用品・玩具・文具類、食用油、使い捨てカイロ・乾燥剤など 注意事項：●生ごみは、水切りを徹底すること。●牛乳パック・新聞・雑誌・ダンボールは、なるべく資源回収等に協力すること。●発砲トレイは、なるべく店頭回収を利用すること。●大きさ30cm以内・太さ10cm以内とする。（但し、紙くず・衣類は、問わない。）●金属含有の混合ごみは不可。（但し、衣類のボタンやファスナーは、問わない。）●おむつは、汚物を除去すること。●食用油は、固めるか紙・布に染み込ませること。
②新聞・雑誌・ダンボール専用シール
対象品目（主なもの）：新聞・雑誌・ダンボール類 注意事項：●新聞・雑誌・ダンボールは、紐で十字に縛って専用シールを貼ること。●新聞・雑誌・ダンボールは、なるべく資源回収等に協力すること。●雨の日は、出さないこと。●一度に大量に出さないこと。（紐で十字に縛る量は、大人一人が片手で難なく持てる範囲内とする。）●新聞・雑誌類は、もえるごみ専用袋に入れてもよい。
③あきかん・金物専用袋
対象品目（主なもの）：あきかん（スチール・アルミ）、スプレー缶、塗料缶、食品容器や台所用品などのアルミ製品、鍋、やかん、フライパン、工具類、細かな金属部品（裁縫針、釘、刃など）等 注意事項：●衛生管理のため、あきかんは、中を洗って出すこと。●スプレー缶は、使い切って穴を開けること。●燃える物と燃えない者の混合ごみは、粗大ごみとして出すこと。●あきかんは、潰さずに出すこと。●塗料缶は、中身を使い切り、空にすること。●刃物は、蓋のある缶に入れる。又は、鋭利部分を布や厚紙で包み、布や厚紙に内容物を表示すること。●裁縫針、釘、替刃などの細かな物は、ガムテープに貼り付け、保護すること。●プラスチック、ゴム等の部分を取り外すこと。（金属に密着し分離困難な部分は、不要）●家電製品類を分解しての排出は不可とする。
④ガラス類・陶磁器類ほか われもの専用袋
対象品目（主なもの）：ガラス類（板ガラス・鏡・食器類）、電球・蛍光灯（LED式を除く）、乳白色のびん、化粧品のびん（香水など）、陶磁器類 注意事項：●蛍光灯は、紙ケース等で割れない様に保護して出すこと。専用袋から、はみ出ている構わない。●割れたガラスなどで専用袋が破れる場合は、専用袋の外側をダンボール箱で保護すること。

⑤飲料用あきびん専用袋	
対象品目 (主なもの) : 酒・ジュースなどの飲料水のびん、食品・調味料のびん、飲み菓のびん ※リターナブルびんは資源回収に協力すること。 注意事項 : ●キャップは、取ること。●瓶の中を必ず洗って出すこと。●ラベルは、付いたままでもよい。●割れた瓶は、ガラス類・陶磁器類ほか われもの専用袋に入れること。	
⑥乾電池専用袋	
対象品目 (主なもの) : 乾電池、ボタン電池 注意事項 : ●量が少ない場合には、近所で取りまとめるなど工夫すること。	
⑦ペットボトル専用袋	
対象品目 (主なもの) : リサイクルマーク (PET) のついている、飲料用・しょうゆ・酒用ペットボトル 注意事項 : ●ペットボトルのラベル、キャップは取り中を洗って出すこと。●ペットボトルは、潰さずに出すこと。●上記以外のボトル、卵パック等プラスチック類、汚れたりつぶれたりきざまれたりしたもの、取り除いたラベル等は「もえるごみ専用袋」に入れること。	
⑧廃棄物処理利用券 (粗大ごみエフ) 1枚	⑧廃棄物処理利用券 (粗大ごみエフ) 2枚
【燃える大きなごみ】 対象品目 (主なもの) : 布団、毛布、じゅうたん、カーテン(金具は取り外してください。)、ポリタンク、プラスチック製玩具等	【燃える物と燃えない物の混合した大きなごみ】 対象品目 (主なもの) : 電気カーペット、扇風機、ストーブ、温風ヒーター、小型レンジ、掃除機、卓上ミシン、音響機器、自転車、傘、ゴルフ用品など ⑨小型家電製品・日用品混合ごみ専用袋に入らない物。
注意事項 : ●一辺30cm以上は、粗大ごみとする。●一人で積込・荷下ろしが可能な物。●一人で積込・荷下ろしが不可能な大きい物・重い物は、直接自己搬入又は許可を得た一般廃棄物収集運搬業者に依頼すること。	
⑨小型家電製品・日用品混合ごみ専用袋	
【燃えない物や混合素材の物 (袋に入る程度の大きさの物)】 対象品目 (主なもの) : 照明器具、ラジオ・ラジカセ、電話機、目覚まし時計、腕時計、電卓、炊飯器、電気シェーバー、ポット、水筒、電動工具、懐中電灯、使い捨てライター、折り畳み傘、LED式電球・蛍光灯、その他金属と非金属の混合ごみ 注意事項 : ●使い捨てライターは、中身を使い切り空とすること。●パソコン、携帯電話は不可 (別途、排出手段による。) ●大人が一人で無理なく運べる物。	

※1枚当り価格 (消費税含む) ① : 65円 (小サイズは、40円)、②~⑦ : 65円、⑧ : 800円、⑨ : 1,600円

特定家庭用機器対象品目 (テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)

- ・家電リサイクル券センター発行の家電リサイクル券
- ・株式会社マテリアル東海が定めたもの。(対象品目 : エアコン、ブラウン管式テレビ、洗濯機 (乾燥機との一体型を含む))

家庭系パソコン

- ・一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) が構築したシステム又は、当品目の広域 (処理) 認定を受けた各製造等業者が定めたものによる。
- ・株式会社マテリアル東海が定めたもの。

※下呂市の処理施設へ搬入の場合は、個数当りの有料にて引取を行う。(詳細事項は、下記①~④のとおり)

- ①ノート型の場合は、ノートパソコン本体・マウスを1個として取り扱う。
- ②デスクトップ型の場合は、パソコン本体・マウス・ディスプレイ・キーボードのセットを1個として取り扱う。
- ③本体のみ、ディスプレイのみであっても1個として取り扱う。
- ④プリンター・スキャナー・SD カードリーダー・ヘッドフォン・マウスやキーボードのみ等パソコン周辺機器に関しては、粗大ごみ (不燃) としての排出とする。

携帯電話

- ・社団法人電気通信事業者協会が構築したシステムによる。
- ・市内の回収場所に設置された無料回収ボックスへの投入。(携帯電話本体、付属バッテリーに限り、充電器等付属品は、粗大ごみ (不燃) としての排出とする。)

無料回収ボックス設置箇所 : 市クリーンセンター事務所玄関、下呂庁舎正面玄関内、萩原庁舎正面玄関内、小坂振興事務所正面玄関内、金山振興事務所正面玄関内、馬瀬振興事務所正面玄関内

ごみ袋等の販売

・種類別ごとの市指定のごみ袋、新聞・雑誌・ダンボール専用シール、廃棄物処理利用券 (粗大ごみ専用) 等は以降、取扱所一覧にて自己において購入する。(取扱所は、平成31年3月現在のものであり、変更指定や販売店辞退届等により記載内容を変更する場合がある。) なお、家電リサイクル券については郵便局にて購入する。

取扱所一覧 (萩原町の区域)

地区名	所在地	販売店	地区名	所在地	販売店
宮田	987番地	平石商会	萩原下	1364番地1	リビング若竹屋

上上呂	800 番地	コメリ ハード&グリーン飛騨萩原店	上村	1854 番地 1	くすりのあい
	3395 番地 1	ファミリーマート飛騨萩原店	花池	233 番地	(株)バローホームセンター萩原店
	823 番地	ゲンキー萩原上呂店		177 番地 3	V-d r u g (中部薬品(株)萩原薬局)
下上呂	1660 番地	(株)マツオカ萩原店	中呂	160 番地	(株)バロー萩原店
	2039 番地	(有)メモリアル		15 番地 1	ローソン下呂花池店
	1641 番地	(株)ジップドラッグ上呂店	古関	149 番地 6	デイリーヤマザキ下呂萩原店
	1563 番地	デイリーヤマザキ萩原上呂店	羽根	699 番地 1	どらく
	1480 番地	ローソン下呂上呂店		1802 番地	丸田屋
萩原上	1504 番地	V-d r u g (中部薬品(株)萩原北店)		2622 番地 2	守屋食料品店
萩原中	1271 番地 2	ささまた商店	尾崎 3	9 番地 6	飛騨農協Aコープ浅水店
	1853 番地	飛騨農協Aコープ萩原店		224 番地 2	塩谷商店
	1500 番地 2	スギ薬局萩原店		693 番地	(有)中澤クリーン社
萩原下	1442 番地 2	カタヤマ薬局			

取扱所一覧(小坂町の区域)

地区名	所在地	販売店	地区名	所在地	販売店
門坂	495 番地 1	サンマルティン	大島	1961 番地 1	おさか調剤薬局
大垣内	1327 番地	大森商店	坂下	30 番地	(有)ヒット商会
小坂町	666 番地 8	タナカ美容室		324 番地	ローソン下呂小坂町店
	815 番地	飛騨農協Aコープ小坂店	落合	43 番地 1	(有)二村商店
	796 番地 1	アサヒ美容室	湯屋	499 番地	岩島商店
	827 番地 5	マイハンズゴトウ			

取扱所一覧(旧下呂町の区域)

地区名	所在地	販売店	地区名	所在地	販売店
東上田	465 番地 2	喫茶みのん	森	791 番地 39	ファミリーマート下呂市役所前店
	496 番地	ファミリーマート下呂北店		139 番地	カネマス食品店
	413 番地	コメリ ハード&グリーン下呂店	小川	1236 番地 1	(有)ピアヤマシゲ
湯之島	230 番地 1	(有)おがわや酒店		315 番地 3	ジョイホームセンター
	578 番地 1	とんや土産品店		1851 番地	デイリーヤマザキ下呂小川店
	757 番地 1	二直食品		1094 番地 1	中小川婦人会
	524 番地	(資)ますや観光百貨店		86 番地	ローソン下呂小川店
	166 番地 7	山口たばこ店		少ヶ野	101 番地 1
536 番地	(資)武田屋商店	御厩野		708 番地	辻屋商店
801 番地 1	ローソン下呂温泉店	野尻		943 番地 1	竹美屋商店
幸田	1188 番地 4	デイリーヤマザキ下呂温泉店	宮地	2521 番地	ローソン下呂宮地店
	1104 番地 1	大幸商店		453 番地 4	飛騨農協Aコープ竹原支店
森	475 番地 7	佐三屋商店		521 番地	(有)ならもとや
	1270 番地 1	六ツ見食品店宮本支店	2521 番地	ローソン下呂宮地店	
	338 番地 1	デイリーヤマザキ下呂森店	乗政	715 番地 3	今本屋商店
	347 番地	(株)ジップドラッグ下呂店		1504 番地 2	河瀬屋
	1417 番地 14	中川たばこ店		503 番地 1	たつのや食料
	854 番地 9	中部薬品(株)下呂店	夏焼	2465 番地	田口平二商店
	979 番地 4	(株)下呂魚介			
	2364 番地 1	K薬局	門和佐	3048 番地	大野屋
	98 番地 5	洋品のマエダ		4173 番地	栄屋商店
	820 番地 32	リビングプラザ若松屋	保井戸	1089 番地 1	松本屋商店
	800 番地 1	飛騨農協Aコープ下呂A-PC		和佐	1576 番地
1054 番地 4	下呂食糧配給企業組合				

取扱所一覧(金山町の区域)

地区名	所在地	販売店	地区名	所在地	販売店
菅田桐洞	3669 番地	モリキ商店	大船渡	112 番地	みのや
	707 番地 1 の 1	(有)中島住設		512 番地	(有)広瀬靴靴店
金山	2052 番地	井桁屋薬局		567 番地 5	細江製菓舗

大船渡	1726 番地 4	(有)遠藤新聞店	渡	214 番地 1	旭屋酒店
	2081 番地 1 の 9	(有)大島工機		246 番地 2	クリーン金山(有)
	2216 番地 2	竹屋商店	下原町	504 番地 2	コメリ ハード&グリーン飛騨金山店
	2702 番地	デイリーヤマザキ金山警察署前店		549 番地 1	(株)マツオカ金山店
	3440 番地 1	デイリーヤマザキ下呂金山店	中津原	796 番地 1	さかえや商店
	1800 番地 1	デイリーヤマザキ金山中央店	戸部	4277 番地 1	喫茶くるくる
	1909 番地 1	飛騨農協Aコープ金山店	祖師野	405 番地 5	中房商店
	1938 番地 15	南谷たばこ店		222 番地 11	見附屋
	2574 番地	可児酒店			
	1887 番地	ゲンキー金山店			

取扱所一覧(馬瀬の区域)

地区名	所在地	販売店	地区名	所在地	販売店
川上	722 番地	中川達夫 氏宅	名丸	425 番地 2	二村みさゑ 氏宅
黒石	1189 番地	中田商店	井谷	268 番地 1	二村悌彦 氏宅
数河	440 番地 3	石丸益盛 氏宅	惣島	242 番地	野村東雄 氏宅
中切	790 番地 1	(株)丸万	西村	875 番地 1	老田屋商店
名丸	28 番地	(有)マゼック		1508 番地 1	馬瀬さとやま(株)

取扱所一覧(下呂市以外の区域) : 中津川市加子母 4944 番地 (株)中島工務店

資源ごみ → 日常生活、事業活動により生じるごみで、再資源化できる下記ものは市にて資源物にする。

スチール缶、アルミ缶、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他色ガラスびん、割れガラス、陶磁器(食器類)、ペットボトル、その他鉄屑、新聞、雑誌、ダンボール、蛍光灯、乾電池

下呂市の処理施設へ搬入された特定家庭用機器対象品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)については、市にて対象機器メーカーが指定する指定引取場所へ搬入する。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の対象品目については、同法に規定された地方公共団体の責務に努める。

陶磁器(食器類)については資源循環・リサイクルをするグリーンライフ21・プロジェクト(GL21)のネットワーク(東濃西部地域)を活用するなど資源化を進める。

資源化対象ごみを出す場合には、排出者の責務として出す前に次のことを行わなければならない。

- ・缶類については、中の異物を取り除き洗浄する。
- ・びん類については、キャップ等を取り、中の異物を取り除き洗浄する。
- ・ペットボトルについてはラベル及びキャップを取り、中の異物を取り除き洗浄する。

粗大ごみ → 日常生活による粗大ごみで、廃棄物処理利用券(粗大ごみエフ)を貼付し、又は小型家電製品・日用品混合ごみ専用袋に入れる。

特定家庭用機器廃棄物 → 家電リサイクル法により扱う。又は株式会社マテリアル東海が定める方法により扱う。

家庭系パソコン・携帯電話

下呂市の処理施設へ搬入された使用済み家庭系パソコン、及び市内の回収場所にて回収された使用済み携帯電話は、機器に内蔵されている個人情報を市が専用道具にて破壊消去した後、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に則り扱う。

家庭系パソコンについては、この他、株式会社マテリアル東海が定める方法により扱う。

一般廃棄物収集運搬委託業者

委託業者(住所、名称、代表者)	収集区域
下呂市森 721 番地 1 (有)益田清掃社 代表取締役 熊崎敬一	小坂地域 小坂振興事務所管内全域
下呂市萩原町尾崎 693 番地 (有)中澤クリーン社 代表取締役 中澤克幸	萩原地域 萩原振興事務所管内全域
	馬瀬地域 馬瀬振興事務所管内全域
下呂市少ヶ野 1397 番地 8 (株)下呂キャリー 代表取締役 小原ゆかり	下呂地域 下呂振興事務所管内全域
下呂市金山町渡 246 番地 2 クリーン金山(有) 代表取締役 市川充也	金山地域 金山振興事務所管内全域

受入用中継施設から市処理施設への一般廃棄物の搬送等委託業者

当市の広大な面積により、廃棄物の自己搬入者が市処理施設まで遠距離となる事を考慮し、一般廃棄物(固形物)の受入用中継施設を設けている。この受入用中継施設から市処理施設まで廃棄物搬送業務を以下の業者に委託する。

市北部	受入中継用施設(住所、名称)	下呂市小坂町坂下 870 番地 下呂市北部リサイクルセンター
	委託業者(住所、名称、代表者)	下呂市萩原町尾崎 693 番地 (有)中澤クリーン社 代表取締役 中澤克幸
	委託業務内容	上記施設で中間処理する廃棄物を除き、受入した廃棄物の市処理施設への搬送
市南部	受入中継用施設(住所、名称)	下呂市金山町金山 2906 番地 下呂市南部リサイクルセンター
	委託業者(住所、名称、代表者)	下呂市金山町渡 246 番地 2 クリーン金山(有) 代表取締役 市川充也
	委託業務内容	受入した廃棄物の市処理施設への搬送

一般廃棄物（固形物）収集運搬許可業者の事業の範囲等（平成 31 年 3 月現在のものであり、変更許可等により記載内容を変更する場合があります。

環境許可第 1 0 3 号 下呂市森 721 番地 1 (有)益田清掃社 代表取締役 熊崎敬一	
取扱う一般廃棄物の種類	許可区域内から発生する一般廃棄物（下呂市が直営又は業務委託により実施する事業分を除く）
収集区域	下呂市のうち①萩原地域、②小坂地域、③下呂地域
積替えのための一時保管	不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、パソコン、特定家庭用機器廃棄物、木くず、流木、ダム道路側溝等から排出された一般廃棄物
車両積載による一時保管	可燃ごみ、古紙、積替えのための一時保管で掲げる一般廃棄物
一時保管場所	①下呂市東上田 1162 番地 1、②下呂市小坂町坂下 476 番地
環境許可第 1 0 5 号 下呂市金山町渡 246 番地 2 クリーン金山(有) 代表取締役 市川充也	
取扱う一般廃棄物の種類	許可区域内から発生する一般廃棄物（下呂市が直営又は業務委託により実施する事業分を除く）
収集区域	下呂市のうち①金山地域、②馬瀬地域
積替えのための一時保管	粗大ごみ、パソコン、特定家庭用機器廃棄物
車両積載による一時保管	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ
一時保管場所	下呂市金山町渡 246 番地 2
環境許可第 1 0 6 号 下呂市森 1329 番地 3 (株)マテリアル東海 代表取締役社長 今井哲夫	
取扱う一般廃棄物の種類	I 許可区域内から発生する一般廃棄物（下呂市が直営又は業務委託により実施する事業分を除く） II 許可区域内から発生する特定家庭用機器再商品化法の対象となる一般廃棄物 III 流木（流木に付着した草、及び流木の幹に一体の葉、枝、根を含む） IV 特別管理一般廃棄物のうち感染性一般廃棄物
収集区域	I 下呂市のうち①萩原地域、②下呂地域、但しパソコン（本体及び周辺機器）については、下呂地域に限る II 下呂市のうち下呂地域 III 下呂市のうち下呂地域及び萩原町西上田 1070 番地 2、中部電力(株)瀬戸第一ダム排出集積場 IV 下呂市のうち①萩原地域、②下呂地域
積替えのための一時保管	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、パソコン、木くず、ダム道路側溝等から排出された一般廃棄物、廃プラスチック類（市処理困難物）、特定家庭用機器廃棄物、流木
車両積載による一時保管	積替えのための一時保管で掲げる一般廃棄物
一時保管場所	①下呂市宮地 45 番地、②下呂市乗政 194 番地 1、③下呂市御厩野 777 番地 1
環境許可第 1 0 7 号 高山市岡本町 3 丁目 418 番地 (有)東海美装 代表取締役 富田泰典	
取扱う一般廃棄物の種類	指定した事業所から発生する事業系一般廃棄物
収集する事ができる事業所の指定	下呂市小坂町坂下 350 番地 1 中部電力(株)飛騨電力センター
環境許可第 1 0 8 号 下呂市少ヶ野 1397 番地 8 (株)下呂キャリア 代表取締役 小原ゆかり	
取扱う一般廃棄物の種類	許可区域内から発生する一般廃棄物（下呂市が直営又は業務委託により実施する事業分を除く）
収集区域	下呂市のうち①下呂地域、②金山地域
積替えのための一時保管	粗大ごみ、パソコン、特定家庭用機器廃棄物
車両積載による一時保管	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ
一時保管場所	下呂市少ヶ野 1397 番地 8
環境許可第 1 0 9 号 下呂市萩原町尾崎 693 番地 (有)中澤クリーン社 代表取締役 中澤克幸	
取扱う一般廃棄物の種類	許可区域内から発生する一般廃棄物（下呂市が直営又は業務委託により実施する事業分を除く）
収集区域	下呂市のうち①萩原地域、②馬瀬地域、③小坂地域
積替えのための一時保管	粗大ごみ、パソコン、特定家庭用機器廃棄物
車両積載による一時保管	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ
一時保管場所	①下呂市萩原町尾崎 660 番地 67、②下呂市萩原町尾崎 660 番地 61
環境許可第 1 1 0 号 下呂市金山町中切 1516 番地 細田軽金属(株) 代表取締役 細田隆行	
取扱う一般廃棄物の種類	指定した事業所から発生する事業系一般廃棄物
収集する事ができる事業所の指定	下呂市金山町戸部 4350 番地 130 KYB金山(株)
環境許可第 1 1 1 号 下呂市金山町下原町 24 番地 1 金山土木(協) 理事長 廣瀬皓男	
取扱う一般廃棄物の種類、	I ダムから排出された一般廃棄物 II ダムから排出された流木（流木に付着した草、及び流木の幹に一体の葉、枝、根を含む）
収集する事ができる事業所の指定	中部電力(株)
収集場所の指定	下原ダム、新七宗発電所取水口、馬瀬川第二ダムの各排出集積場

廃掃法施行規則第2条第2項に基づき、市が指定した一般廃棄物再生利用（再生輸送）個別指定業者（平成31年3月現在のものであり、変更指定等により記載内容を変更する場合があります。）

個別指定業者 (住所、名称、代表者)	事業の範囲（取扱う一般廃棄物の種類）	再生利用の目的	再生利用の方法
環境指定第5号 下呂市森1329番地3 (株)マテリアル東海 代表取締役社長 今井哲夫	①食品廃棄物、②木くず（流木を含み、樹木の幹・樹皮・腐食部分・木端）、③葉・枝・根（樹木の葉・枝・根（流木の幹に一体の物やダム・道路側溝等排出物を含む） ※②③の収集区域の指定：下呂市のうち下呂地域及び萩原地域、但し中部電力(株)が排出する流木及びダムからの排出物については下呂市のうち下呂地域及び中部電力(株)の瀬戸第一ダム排出分集積場（下呂市萩原町西上田1070番地2） ※食品リサイクル法第19条第1項の再生利用事業計画認定	リサイクル（堆肥原料）の推進	再生利用のために取扱う一般廃棄物の収集運搬

中間処理計画

処理施設の概要	<p><u>ごみ焼却施設</u> → 下呂市小川2390番地 下呂市クリーンセンター 焼却炉 処理方式：堅型ストーカ式焼却炉 処理能力：60t/24h（30t/24h × 2炉）</p> <p><u>リサイクル関連施設</u> びん・かん類処理及び不燃物類破碎処理 搬入されたびん類については色別に選別、かん類については選別・圧縮。また、割れ物等については破碎処理する。 下呂市小川2390番地 下呂市クリーンセンター 処理能力：3.5t/5h 下呂市小坂町坂下870番地 下呂市北部リサイクルセンター 処理能力：2.0t/5h</p> <p><u>ペットボトル処理施設</u> → 搬入されたペットボトルについて選別・圧縮・梱包する。 下呂市宮地2268番地78 下呂市ペットボトルリサイクルセンター 処理能力：0.3t/h</p> <p><u>粗大ごみ処理施設</u> → 下呂市小川2390番地 下呂市クリーンセンター 処理能力：0.24t/h</p>
---------	---

搬入される廃棄物（固形物）の搬入者別の内訳量

搬入者	種別	搬入予定量(t) (平成31年度)	搬入実績(t) (平成29年度)	保有車両台数	
委託業者	(有)益田清掃社	可燃ごみ	438	439	パッカー車 3台
		不燃ごみ(粗大含む)	15	18	トラック車 2台
		資源ごみ	32	34	ダンプ車 1台
	(有)中澤クリーン社	可燃ごみ	1,475	1,480	パッカー車 3台
		不燃ごみ(粗大含む)	52	61	トラック車 2台
		資源ごみ	116	123	ダンプ車 1台
	(株)下呂キャリアー	可燃ごみ	2,156	2,188	パッカー車 5台
		不燃ごみ(粗大含む)	67	80	トラック車 3台
		資源ごみ	147	155	ダンプ車 1台
クリーン金山(有)	可燃ごみ	779	782	パッカー車 3台	
	不燃ごみ(粗大含む)	16	18	トラック車 2台	
	資源ごみ	59	62	ダンプ車・コンテナ車 2台	
許可業者・自己搬入	可燃ごみ	3,781	4,081		
	不燃ごみ(粗大含む)	255	274		
	資源ごみ	304	278		

残渣の量及び処分方法 発生量見込 → 焼却灰：875t/年、破碎屑：204t/年 処分方法 → 埋立

ごみ処理の委託事業者 市処理施設におけるびん・かん類、ペットボトルの再資源化処理業務、受付業務（計量・分別指導、廃棄物持込処理手数料徴収等）、ごみ焼却炉への投入、可燃性粗大ごみの切断、不燃性粗大ごみの選別や解体等といった作業の補助的業務を以下の業者に委託する。

委託業者 (住所、名称、代表者)	下呂市少ヶ野1397番地8 (株)下呂キャリアー 代表取締役 小原ゆかり
市処理施設	下呂市クリーンセンター
委託業務内容	再資源化処理業務：瓶類の色別選別、缶類の選別・圧縮処理、割れ物等の破碎処理 中間処理作業等補助業務：廃棄物の受入（市処理困難物を除く）、ごみ焼却炉への投入、可燃性粗大ごみの切断、不燃性粗大ごみの選別・解体

委託業者 (住所、名称、代表者)	下呂市萩原町尾崎 693 番地 (有)中澤クリーン社 代表取締役 中澤克幸	下呂市金山町渡 246 番地 2 クリーン金山(有) 代表取締役 市川充也
市処理施設	下呂市北部リサイクルセンター	下呂市南部リサイクルセンター 下呂市ペットボトルリサイクルセンター
委託業務内容	中継施設受付業務：廃棄物の受入、 廃棄物持込処理手数料の徴収 再資源化処理業務：瓶類の色別選別、 缶類の選別・ 圧縮処理、割れ物等の破碎処理	受付業務：廃棄物の受入、廃棄物 持込処理手数料の徴収 再資源化処理業務：ペットボトルの 選別・圧縮・梱包

一般廃棄物持込処理手数料（下表により算定した1件当りの額に、消費税を添加した額）

排出形態	搬入区分	種別	搬入量	手数料	備考
日常生活から生じるもの	個人	可燃ごみ	50kg まで	150 円	
		不燃ごみ	51～100kg	300 円	
		資源ごみ	101kg 以上	上記+10kg 増量毎 30 円	10kg 未満は 10kg
		粗大ごみ（可燃）	1 個当たり	600 円	1 人で搬送可能な物を 1 個分とする
		粗大ごみ（その他）		1,200 円	
		特定家庭用機器運搬料	1 台当たり	2,500 円	特定家庭用機器再商品化法施行令第 1 条に規定する物
事業活動から生じるもの	委託業者	残菜	180 当り	60 円	
		事業者	可燃ごみ	50kg まで	150 円
	事業者	不燃ごみ	51～100kg	300 円	
		資源ごみ	101kg 以上	上記+10kg 増量毎 60 円	10kg 未満は 10kg
		粗大ごみ（可燃）	1 個当たり	1,000 円	1 人で搬送可能な物を 1 個分とする
		粗大ごみ（その他）		2,000 円	

産業廃棄物持込処理手数料（下表により算定した1件当りの額に、消費税を添加した額）

P. 3 ※下呂市のごみ処理施設において一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他処理することが必要であると認める産業廃棄物

排出形態	搬入区分	種別	搬入量	手数料	備考
事業活動から生じるもの		可燃ごみ	50kg まで	300 円	
		不燃ごみ	51～100kg	600 円	
			101kg 以上	上記+10kg 増量毎 90 円	10kg 未満は 10kg
		廃プラスチック類	50kg まで	600 円	
			51～100kg	1,200 円	
			101kg 以上	上記+10kg 増量毎 150 円	10kg 未満は 10kg
		粗大ごみ（可燃）	1 個当たり	1,800 円	1 人で搬送可能な物を 1 個分とする
粗大ごみ（その他）		3,000 円			

一般廃棄物処理処分許可業者の事業の範囲等（平成 31 年 3 月現在のものであり、変更許可等により記載内容を変更する場合があります。）

許可事業者 (住所、名称、代表者)	事業の範囲	事業の区分：中間処理	事業の用に供する施設
	取扱う一般廃棄物の種類	処分の方法	
市 環 境 許 可 第 2 0 1 号 下 呂 社 長 今 井 哲 夫 株 式 有 限 公 司 東 海 代 表 取 締 役 市 森 1 3 2 9 番 地 3	①特定家庭用機器再商品化法の対象となる一般廃棄物のうち、エアコン、ブラウン管テレビ、洗濯機（乾燥機との一体型を含む）	破碎、圧縮・切断	設置場所：下呂市三原字ヒダニヒラ 548 番地 3 他 3 筆 破碎、処理能力※1 のとおり
	②資源の有効な利用の促進に関する法律の対象となる一般廃棄物のうち、パソコン（本体及びその付属品）	破碎、圧縮・切断	取扱う一般廃棄物：①②③⑥⑦⑧ 切断、処理能力※2 のとおり 取扱う一般廃棄物：③⑥⑦⑧
	③流木（流木に付着した草、及び流木の幹に一体の葉・枝・根を含む）	破碎、切断、焼却、選別	焼却、処理能力 4.8t/日 取扱う一般廃棄物：③④⑤⑥⑦⑧
	④特別管理一般廃棄物のうち、感染性一般廃棄物	焼却	設置場所：下呂市乗政 5 番地 1

⑤動物の死体のうち、市クリーンセンターでの処理困難物	焼却	圧縮・切断、処理能力 4.9t/日 取扱う一般廃棄物：①②⑦⑧
⑥木くず	破碎、切断、 焼却、選別	設置場所：下呂市御厩野 590 番地 破碎、処理能力 4.7t/日
⑦廃プラスチック類（市クリーンセンターでの処理困難物に限る）	破碎、切断、 焼却、圧縮・ 切断・選別	取扱う一般廃棄物：③⑥⑦⑧ 選別、処理能力 4.84t/日※3 取扱う一般廃棄物：③⑥⑦⑧
⑧ダム・道路側溝等から排出された一般廃棄物	破碎、切断、 焼却、圧縮・ 切断・選別	設置場所：下呂市御厩野 1989 番地 4、 下呂市乗政 194 番地 1（分別・手分解施設） 取扱う一般廃棄物：①②

※1 三原字ビダニヒラ 548 番地 3 他 3 筆、破碎施設、処理能力（代表的な取扱う一般廃棄物を表したものの）
 ガラス・陶磁器くず 4t/日（0.5 t/時間）、廃プラスチック類 4.24t/日（0.53 t/時間）、紙くず 3.28t/日（0.41 t/時間）、
 木くず 4t/日（0.5 t/時間）、繊維くず 2t/日（0.25 t/時間）、動植物性残渣 4.8t/日（0.6 t/時間）、ゴムくず 3.6t/日（0.45 t/時間）、
 金属くず 4.4 t/日（0.55 t/時間）、

※2 三原字ビダニヒラ 548 番地 3 他 3 筆、切断施設、処理能力（代表的な取扱う一般廃棄物を表したものの）
 紙くず 3.52t/日（0.44 t/時間）、木くず 3.92t/日（0.49 t/時間）、ガラス・陶磁器くず 4.08t/日（0.51 t/時間）、廃プラスチック類 4.16t/日（0.52 t/時間）

※3 二系統ある設備のうち、機械処理による選別設備について表したものの

廃掃法施行規則第 2 条の 3 第 2 項に基づき、市が指定した一般廃棄物再生利用（再生活用）個別指定業者（なお、平成 31 年 3 月現在のものであり、変更指定等により記載内容を変更する場合がある。）

個別指定業者 (住所、名称、 代表者)	凡例A 事業の範囲（取扱う一般廃棄物の種類）	凡例B 再生利用の目的、取扱物から得られる有用物、出荷先
	凡例C 再生利用の方法	凡例D 処理能力
代表取締役 島 弘 216 番地 環境指定第 1 号 下呂市小坂町門坂 1 (株)ウッドリサイクル	A ●木くず（流木、倒木、伐採木、廃木材） 流木、倒木、伐採木→①幹、②根株、③枝、④葉、⑤腐食部分、⑥樹皮 廃木材→⑦腐食部分、⑧樹皮、⑨剪定枝、⑩板・木材片、⑪柱・梁類、⑫家具類、⑬木製品、⑭その他木類 ●竹 ●草（特定外来種植物は除く）	B リサイクル（チップ化） 木くず（①②⑩⑪⑬⑭）→製紙用チップ・燃料用チップ→各務原市御高町中 930 番地 1 (株)Woodman、カサ商事(株) 木くず（③④⑤⑥⑦⑧⑨）と竹の混合物→堆肥原料→高山市清見町三ッ谷 2260 番地 2 農事組合法人 清見コンポストセンター 木くず（③④⑤⑥⑦⑧⑨）と竹・草の混合物→敷料→高山市久々野町山梨 88 番地 14 福蔵 長瀬重喜
代表取締役 加藤組 加藤一浩 町菅田桐洞 2873 番地 環境指定第 2 号 下呂市金山 (株)	A ●木くず（流木、倒木、伐採木、枝葉、その他廃木材） 流木、倒木、伐採木、枝葉→①幹、②根株、③枝、④葉、⑤腐食部分、⑥樹皮、その他廃木材→⑦板・木材片、⑧柱・梁類、⑨その他木類 ●竹（根は除く） ●草（特定外来種植物は除く）	B リサイクル（チップ化）木くず（①②⑦⑧⑨）→再生木材原料、燃料用チップ→関市上之保 26688 番地 上之保国産材加工協同組合 木くず（③④⑤⑥）・竹・草の混合物→マルチ材、土壌改良材→下呂市金山町金山 3299 番地 2 (有)三星造園 木くず（③④⑤⑥）・竹・草の混合物→法面緑化（植生基材吹付）の基盤材→各務原市蘇原野口町 2 番地 8 (株)扇屋
役 河尻和憲 山チップセンター 町岩瀬 1326 番地 6 環境指定第 3 号 下呂市金山 (株)	A ●木くず（流木、倒木、伐採木、枝葉、廃木材等） ●竹	B リサイクル（チップ化） 木くず（樹幹）→製紙用切削チップ→可児市土田 500 番地 大王製紙(株)可児工場 木くず（解体材の内、無垢の材）→製紙用ピンチップ→可児市土田 500 番地 大王製紙(株)可児工場 木くず（根株、枝葉、腐食材、解体材）と竹の混合物→バイオマス発電燃料用チップ→可児市土田 500 番地 大王製紙(株)可児工場
	C 破碎	D 固定式破碎機：76.52t/日、移動式破碎機：24.24 t/日
	C 破碎	D 55.28t/日
	C 破碎	D 切削破碎機：158t/日、ハンマー式破碎機：61.2 t/日

海 2 9 番 地 3 (株) マ テ リ ア ル 東 海 代 表 取 締 役 社 長 今 井 哲 夫	環 境 指 定 第 4 号 下 呂 市 森 1 3 2 9 番 地 3	A ①食品廃棄物 ②木くず（流木を含み、樹木の幹・樹皮・腐食部分・木端） ③葉・枝・根（樹木の葉・枝・根）（流木の幹に一体の物やダム・道路側溝等排出物を含む）	B リサイクル（堆肥原料）の推進 ①・②・③の混合物→堆肥→下呂市三原 544番地（株）東海環境ディベロップ
		C 堆肥化 ※②・③は一般廃棄物処理業の選別・破碎・切断による前処理を経た後、①との混合	D 堆肥化：14.3 t/日、破碎：4.7 t/日（木くず）、切断 3.92 t/日（木くず）、破碎：4.0 t/日（木くず）
		※食品リサイクル法第 11 条第 1 項の登録再生利用制度、及び同法第 19 条第 1 項の再生利用事業計画認定	

使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に定められた、環境省の認定を受けた認定事業者（以下、「認定業者」という。）と同等であり、適正な再資源化を実施することができる者（以下「同等業者」という。）として、市長が認定した同等業者（認定日現在のものであり、変更認定等により記載内容を変更する場合がある。） ※同法第 5 条第 1 項に規定された使用済小型電子機器等の認定業者、又は同等業者への引き渡しについては、その都度、市長が決定する。

認定した者	取扱う一般廃棄物の種類	再資源化を行う施設
環境認定第 1 号 下呂市森 1329 番地 3 (株)マテリアル東海 代表取締役社長 今井哲夫	下呂市ごみ処理施設へ排出された使用済小型電子機器等（特定家庭用機器再商品化法の対象機器は除く） 再資源化の方法 分別・手解体、圧縮・切断	(分別・手解体施設) ①下呂市三原字ヒダニヒラ 548 番地 3 他 3 筆、 ②下呂市乗政 5 番地 1、③下呂市御厩野 1989 番地 4、 ④下呂市乗政 194 番地 1 (圧縮・切断施設) 下呂市乗政 5 番地 1

食品リサイクル法の再生利用事業登録事業者

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）第 11 条第 1 項の規定による国の登録を受け、食品循環資源の再生利用事業の促進を実施することができる事業者の内容（平成 26 年 8 月 29 日、再生利用事業者宛て、東海農政局長及び中部地方環境事務所長が連名発行した「再生利用事業登録証明書」の写しより抜粋）

事業者：下呂市森 1 3 2 9 番地 3 株式会社マテリアル東海

再生利用事業の内容：肥料化事業

再生利用事業を行う事業場の所在地：岐阜県下呂市御厩野字米搦平 2989 番地 184

再生利用事業を行う事業場の名称：株式会社マテリアル東海 コンポスティングファクトリー

登録年月日及び有効期限：平成 26 年 8 月 29 日～平成 31 年 8 月 28 日

※再生利用を促進するための特例措置については、関係する国の省庁が公表している「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の概要（3）再生利用を促進するための措置①」、「食品リサイクル法制度の仕組み（取組円滑化措置）再生利用事業者の登録制度の※」、「食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置①」等を参照。

食品リサイクル法の再生利用事業計画認定事業者グループ

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）第 19 条第 1 項の規定による国の認定を受けた、再生利用を促進するための関連事業者による食品循環資源等の再生利用事業計画（平成 27 年 12 月 25 日、厚生労働省発生食 1225 第 3 号、27 食産第 2 6 2 2 号、環境企発第 1512254 号、岐阜県知事宛て、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣が連名発行した「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づく再生利用事業計画の認定について」の写し及び関連事業者による農林水産大臣への「再生利用事業計画認定申請書類」の写しより抜粋）

食品関連事業者	高山市冬頭町 1 番地 1 飛騨農業協同組合 高山市国府町広瀬町 1054 番地 5 JA グリーン株式会社 下呂市三原 5 4 4 番地 株式会社東海環境ディベロップ	A
特定肥飼料等製造業者	下呂市森 1 3 2 9 番地 3 株式会社マテリアル東海	B
特定肥飼料等の利用者	下呂市三原 5 4 4 番地 株式会社東海環境ディベロップ	C
再生利用事業の内容	肥料化事業（収集先：下呂市）	
再生利用事業の実施期間	認定日（平成 27 年 12 月 25 日）から平成 30 年 3 月 31 日	
食品循環資源を排出する事業所	下呂市内の飛騨農業協同組合の食料品店舗 5 店 下呂市内で JA グリーン(株)が運営する給食センター 下呂市内で 株東海環境ディベロップが運営する飲食店及び野菜出荷所	A
特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源	動植物性残さ（調理残さ、期限切れ野菜等）	
特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源以外の原材料	植物性残さ（木くず、葉、枝、葉、根） 動物のふん尿（※産業廃棄物）	
再生利用事業を行う事業場	所在地：岐阜県下呂市御厩野字米搦平 2989 番地 184 名称：株式会社マテリアル東海 コンポスティングファクトリー	B

再生利用事業により得られる特定肥飼料等	特殊肥料（たい肥）	
特定肥飼料等を保管する施設の所在地 特定肥飼料等を販売する事業場の所在地	岐阜県下呂市御厩野字米搗平 2989 番地 184	
特定肥飼料等の利用内容	野菜の肥料として利用	C
農産物の利用内容	(株)東海環境テックが運営する飲食店で調理販売・産直市場で直売 生鮮野菜として飛騨農業協同組合の下呂市内食料品店舗で小売販売 JAグリーン(株)が運営する給食センターにて調理販売	D
食品循環資源のリサイクルループ（資源循環利用の流れ）	A→B→C→D(A)	

※再生利用を促進するための特例措置については、関係する国の省庁が公表している「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の概要（3）再生利用を促進するための措置②」、「食品リサイクル法制度の仕組み〈取組円滑化措置〉再生利用事業計画の認定制度の※」、「食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置②」等を参照。

最終処分計画

下呂市一般廃棄物最終処分場の概要：一般廃棄物管理型最終処分場

下呂市萩原町四美 882 番地 総面積：18,500 m²、埋立地面積：10,200 m²、埋立容積：56,680 m³

最終処分される廃棄物の区分別年間埋立量（覆土量含む）

区分	種別	埋立予定量(t) (平成 31 年度)	埋立実績(t) (平成 29 年度)	
下呂市	下呂市クリーンセンター	焼却灰 ※	980	1,112
	※併せ産廃分含む	破砕屑	173	170
	下呂市北部リサイクルセンター	破砕屑	54	53
	下呂市中山浄化園	焼却灰	58	61
	下呂浄水	浄水汚泥	13	—
覆土		160	334	

埋立計画（埋立区域、埋立方法等）

下呂市一般廃棄物最終処分場

最終処分場の埋立区域に、上表に記載した焼却施設等から排出される焼却灰、ガラス・陶磁器類の破砕物を運搬し、トラックスケールで計量した後埋め立てる。

焼却灰等の埋立は、覆土材と交互に埋立、雨水等による浸出液は集水管で処理施設に導入する。

浸出液処理施設では、凝集沈殿処理により浄化処理を行い、処理水は飛騨川へ放流する。凝集沈殿により分離された沈殿物は埋立地へ埋め立てる。

浸出液浄化処理管理の委託：浸出液処理施設での浄化処理管理及び放流処理水の水質管理業務については、適正な実施が見込まれる民間事業者へ業務を委託して実施する。

下呂市一般廃棄物埋立処分場

①概要 下呂市金山町岩瀬 1371 番地、埋立地面積：19,583 m²、埋立容積：126,465 m³

②埋立処分する廃棄物 瓦、タイル、コンクリートブロック、コンクリート塊、レンガ等（自力解体により発生し、一般廃棄物として市に処理責任があるもの、且つ一物件あたりの量が少量であるもの）

③埋立・覆土計画 埋設が可能であると市が認めたものであって、ごみとして処理せざるを得ない場合など必要最小限度とする。また、当一般廃棄物がある程度、場内に堆積した後、覆土を行う。

その他

住民に対する広報・啓発活動：住民に対し、マイバック運動の推進や Reduce（ごみを減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（再資源化する）を啓発し、ごみ減量化を促す。

不法投棄の防止：パトロールを定期的実施し、警察等の関係機関と連携して防止活動を展開する。

地域環境美化：自治会など地域が行う環境美化活動で回収した不法投棄ごみは、市のごみ収集を行うため、「地域環境美化シール」を実施団体に配布する。なお、分別区分や排出方法は、市のごみ収集と同様とする。

※市のごみ収集の対象とはならないもの（①については、各地域振興課にて対応）

①粗大ごみなど袋に入らないもの、②企業、個人又は有志で行う美化活動で発生したもの、

③地域行事の後片付けで発生したもの

その他事項：処理責任の原則の下での一般廃棄物の適正な処理の確保を図る観点から、一般廃棄物処理業許可及び再生利用個別指定業指定の手続きに基づく事務を行う。

生活排水処理計画編

生活排水の排出の状況	区分	し尿	浄化槽汚泥	農業集落排水汚泥	計
	平成31年度見込量(k0)	1,549	7,978	819	10,346
	平成29年度実績量(k0)	1,938	8,656	876	11,470

生活排水の処理主体	区分	処理区分	処理主体		
			収集運搬		
	し尿	し尿処理	許可事業者	(有)益田清掃社 (有)下呂環境 クリーン金山(有)	下呂市
	浄化槽汚泥	し尿処理	許可事業者	(有)益田清掃社 (有)下呂環境 クリーン金山(有)	下呂市
	農業集落排水汚泥	し尿処理	委託事業者	(有)益田清掃社 クリーン金山(有)	下呂市

生活排水処理実施計画	処理の方法	処理区域	処理人口(人)	
	し尿・単独浄化槽	市内全域	4,785	
	合併処理浄化槽	下水道処理区域、農業集落排水処理区域、小規模集合排水処理区域を除く全域	4,633	
	小規模集合排水	小坂地域	鹿山処理区、中重処理区	70
		萩原地域	和田処理区	
	農業集落排水	小坂地域	無数原処理区、湯屋処理区	6,076
		萩原地域	宮田処理区、奥田洞処理区、羽根処理区、四美処理区	
金山地域		金山中央処理区、金山西処理区、金山南処理区、金山北処理区		
公共下水道	小坂地域	小坂処理区	16,573	
	萩原地域	上呂処理区、萩原処理区		
	下呂地域	幸田処理区、湯之島処理区、下呂南部処理区、竹原処理区		
	金山地域	金山処理区		

※ 上表の小規模集合排水処理区域、農業集落排水処理区域、及び公共下水道処理区域には、一部の処理対象ではない区域も含まれるため、処理区域であるか否かの区分は、下水道担当課の備付資料による。

排出抑制・再資源化計画 排出抑制の方法 清掃車(汚泥濃縮機能)を使用し、汚泥量の減量を図る。
再資源化の方法及び量 し尿・汚泥のコンポスト化 年間 77t

施設の概要	施設名	所在地	処理方式	処理能力 (m ³ /h)
	宮田水処理センター	下呂市萩原町宮田 1101 番地	脱水・乾燥	2
	羽根水処理センター	下呂市萩原町羽根 2705 番地	脱水・乾燥	2
	金山中央地区処理場	下呂市金山町戸部 4277 番地 12	移動式汚泥処理車	2
	金山西地区処理場	下呂市金山町菅田桐洞 4097 番地 5	移動式汚泥処理車	2

収集・運搬計画

収集運搬する廃棄物の量

種類	収集運搬量(k0)	収集区域	収集回数	収集方法
し尿	1,549	下記A表のとおり	次頁C表による	バキューム式収集運搬車による戸別方式
浄化槽汚泥	7,978		年1回以上	バキューム式収集運搬車及び汚泥濃縮機能清掃収集運搬車による戸別方式。
農業集落排水汚泥	819	次頁B表のとおり		

一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥・雑排水異物除去装置内の夾雑物) 収集運搬許可業者の事業の範囲(平成31年3月現在のもの)であり、変更許可等により記載内容を変更する場合がある。(A表)

許可事業者(住所、名称、代表者)	事業の範囲		
	取扱う一般廃棄物の種類	収集区域	
	環境許可第101号 下呂市東上田1252番地2 (有)下呂環境 代表取締役 柿ヶ野正志	許可区域内から発生する一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥、雑排水異物除去装置内の夾雑物)	下呂市のうち下呂地域の一部(東上田、湯之島、幸田、森、小川、少ヶ野、三原※)の区域 ※三原は下呂市中山浄化園から大字門原との境界までの範囲を除く
	環境許可第102号 下呂市森721番地1 (有)益田清掃社 代表取締役 熊崎敬一	同上	下呂市のうち ①萩原地域、②小坂地域
環境許可第104号 下呂市金山町渡246番地2 クリーン金山(有) 代表取締役 市川充也	同上	下呂市のうち①金山地域、②馬瀬地域、③下呂地域の一部(竹原地区、上原地区、中原地区、及び大字三原の一部箇所※)の区域 ※下呂市中山浄化園から大字門原との境界までの範囲	

浄化槽清掃業許可業者

許可事業者 (住所、名称、代表者)	処理区域
環境許可第301号 下呂市東上田1252番地2 (有)下呂環境 代表取締役 柿ヶ野正志	下呂地域 下呂地区 (東上田、湯之島、幸田、森、小川、少ヶ野、三原※) ※三原は下呂市中山浄化園から大字門原との境界までの範囲を除く
環境許可第302号 下呂市森721番地1 (有)益田清掃社 代表取締役 熊崎敬一	萩原地域・小坂地域 萩原及び小坂の各振興事務所の管内の全域
環境許可第303号 下呂市金山町渡246番地2 クリーン金山(有) 代表取締役 市川充也	下呂地域 竹原地区、上原地区、中原地区及び、三原の一部箇所※ ※下呂市中山浄化園から大字門原との境界までの範囲 金山地域・馬瀬地域 金山及び馬瀬の各振興事務所の管内の全域、

農業集落排水施設汚泥収集区域 (B表)

許可事業者 (住所、名称、代表者)	施設名	処理人口 (見込)
下呂市森721番地1 (有)益田清掃社 代表取締役 熊崎敬一	無数原浄化センター、湯屋浄化センター、 奥田洞水処理センター、四美水処理センター	1,231人
下呂市金山町渡246番地2 クリーン金山(有) 代表取締役 市川充也	金山中央地区処理場、金山西地区処理場、 金山南地区処理場、金山北地区処理場	2,083人

し尿汲取り収集計画表 (C表)

区域名	地区名	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	収集運搬許可事業者
萩原地域	下記以外の萩原地域	○			○		(有)益田清掃社
	尾崎1区・山之口	毎月第2及び第4の木曜日					
小坂地域	大島・小坂町・坂下・長瀬	○			○		(有)下呂環境 ※1 下呂市中山浄化園 から大字門原との境界 までの範囲を除く
	岩崎・門坂・無数原・大垣内	○					
	赤沼田・落合・湯屋・大洞				○		
下呂地域	東上田・少ヶ野・森 (宮本・松原)	○					(有)下呂環境 ※1 下呂市中山浄化園 から大字門原との境界 までの範囲を除く
	湯之島・森 (殿町・本町・桜町)		○				
	幸田・小川・三原 (※1)・森 (塚 田・上森・砂場・大洞)				○		
	竹原地区					○	クリーン金山(有) ※2 下呂市中山浄化 園から大字門原との 境界までの範囲
	上原地区		○				
	久野川集落、三原の一部箇所 (※2)		○				
	中原地区の内、久野川集落	○					
金山地域	全地区			○			
馬瀬地域	全地区				○		

中間処理計画

処理施設 の概要	施設名	所在地	し尿等処理方式	公称能力	汚泥焼却方式	公称能力
	下呂市中山浄化園	下呂市三原458番地	好気性消化処理方式	66kℓ/日	流動床式焼却炉	1.7t/h
搬入され る廃棄物 (し尿・ 汚泥)の 搬入者別 内訳量	搬入者	種別	搬入予定量(kℓ) (平成31年度)	搬入実績(kℓ) (平成29年度)	保有車両台数	
		(有)益田清掃社	し尿	519	649	バキューム車:4台 清掃車(汚泥濃縮機能):1台
	(有)下呂環境	浄化槽汚泥	2,362	2,563		
		農集排施設汚泥	589	622		
	クリーン金山(有)	し尿	388	485	バキューム車:3台	
		浄化槽汚泥	2,380	2,582	清掃車(汚泥濃縮機能):1台	
		農集排施設汚泥	230	254	バキューム車:4台 清掃車(汚泥濃縮機能):1台	
残渣の量及 び処分方法	種類	発生量 (t/年)	処分方法			
	し渣及び汚泥	869	焼却			

最終処分計画

最終処分場の概要 ごみ処理実施計画、最終処分計画に記載のとおり。

その他

住民に対する広報・啓発活動:浄化槽設置者の3つの義務(保守点検・清掃・法定検査)を住民に周知徹底させる。

この計画書において、し尿・浄化槽汚泥に係る各数値は、雑排水異物除去装置内の夾雑物を含む。

処理されたし尿及び浄化槽脱水汚泥は試験的に下呂市クリーンセンターにて焼却処理を実施する予定。
下呂市建設廃棄物にかかる一般廃棄物の取り扱いの指針

1. 一般廃棄物に該当する建設廃棄物の方針

「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第2条1項に規定する廃棄物に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を含む概念です。

このため、下呂市は、建設廃棄物に該当する一般廃棄物について、再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を目的に、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全に寄与することを目的として、建設廃棄物の処理に関する方針を定めます。

2. 建設廃棄物の定義

下呂市は、国の基準に沿い、下記のとおり建設廃棄物を定義します。

「建設廃棄物」とは、建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品である建設副産物のうち、廃棄物処理法に規定する廃棄物を指します。

建設副産物の種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがあります。

建設副産物のうち、「建設発生土」とは、建設工事から搬出される土砂をいい、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しません。建設発生土には、①土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、②港湾、河川等の浚渫に伴って発生する土砂（浚渫土）、その他これに類するものがあります。一方、建設工事において発生する建設汚泥は、廃棄物処理法上の産業廃棄物に該当します。

<建設副産物における廃棄物の分類>

建設副産物	建設発生土	土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準じるもの	廃棄物ではない
		港湾、河川等の浚渫に伴って発生する土砂	
		その他これに類するもの	
	建設廃棄物	コンクリート塊	廃棄物
		アスファルト塊	
		建設発生木材	
		建設汚泥	
		紙くず	
		金属くず	
		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
建設混合廃棄物			

3. 建設一般廃棄物の分類

建設廃棄物における一般廃棄物（以下「建設一般廃棄物」という。）を、公表されている資料を基に、以下のとおり分類します。

- ①河川敷、堤防、公園その他類する場所における工事以外の維持管理事業で発生する一般廃棄物（例 除草作業で発生する刈草、道路、公園の植樹の管理で発生する支障木や剪定枝葉、河川敷等での伐採で発生する木くずなど）
- ②建設現場事務所から排出される一般廃棄物
- ③災害等で罹災した廃棄物（ただし、分別解体等の計画等を県知事に届出が必要な場合は、産業廃棄物として取り扱う）
※解体予定建物内に残置された一般廃棄物（家財・家具等、解体に伴って発生するとはいえないもの）は建設一般廃棄物には該当しません。

4. 廃棄物として扱わないもの

- ①建設発生土（土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの・港湾河川等の浚渫によって生ずる土砂その他これに類するもの）
- ②有価物（スクラップ等他人に有償で売却できるもの）

5. 建設一般廃棄物の排出者

- ①建設工事等における排出事業者には、原則として元請業者が該当します。
- ②排出事業者は、建設一般廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化に努めなければなりません。
- ③排出事業者は、自らの責任において建設一般廃棄物を、廃棄物処理法に従い、適正に処理しなければなりません。
- ④排出事業者は、建設一般廃棄物の処理を他人に委託する場合、廃棄物処理法に定める委託基準に従い、収集運搬業者及び中間処理業者又は最終処分業者とそれぞれ事前に委託契約を書面にて行い、適正処理費用の支払い等排出事業者として適正処理を確保しなければなりません。

6. 発注者等の関係者の責務と役割

建設工事等における発注者等の排出事業者以外の関係者は、排出抑制、再生利用等による減量化を含めた適正処理について、排出事業者が廃棄物処理の責任を果たせるよう、それぞれの立場に応じた責務を果たさなければなりません。

- ①発注者は、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した設計に努めるとともに、廃棄物処理の条件を明示します。（発注者は、解

体予定建物内部に残置された一般廃棄物（例、家財・家具等、解体に伴う建設一般廃棄物には該当しないもの）を自らの責任において処分します。）

②設計者は、発注者の意向を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した設計に努めます。

③下請業者は、廃棄物の発生抑制、再生利用に関し、排出事業者に協力します。

7. その他

廃棄物処理法の改正（平成23年4月1日施行）建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）の規定に基づいて実施します。また、一般廃棄物の処理にはマニフェストは不要につき、マニフェスト部分は削除します。処理業については、一般廃棄物処理業に読み替えます。

8. 建設一般廃棄物の処理の委託について

排出事業者は、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認してください。仮に、不法投棄や不正処理が行われた場合、排出者責任が発生する場合がありますのでご注意ください。

I. 排出事業者が廃棄物を収集運搬業者に委託する場合

期間で委託する場合は、委託契約書を締結してください。一時的な収集運搬を委託する場合は、委託する業者の一般廃棄物収集運搬業許可証（以下「許可証」という。）の写しを確認してください。

○委託契約書及び許可証の確認事項

①運搬事業者の収集区域及び廃棄物の運搬先（処分等は別途に契約等が必要：IIを参照）

②下呂市の許可番号

II. 排出事業者が廃棄物の中間処理等を委託する場合

期間で委託する場合は、委託契約書を締結してください。一時的な中間処理等を委託する場合は、委託する業者の一般廃棄物処分業許可証（以下「許可証」という。）や再生利用個別指定証（以下「指定証」という。）の写しを確認してください。

ただし、下呂市クリーンセンターでの中間処理を委託する場合は、契約は不要です。

○委託契約書及び許可証（指定証）の確認事項

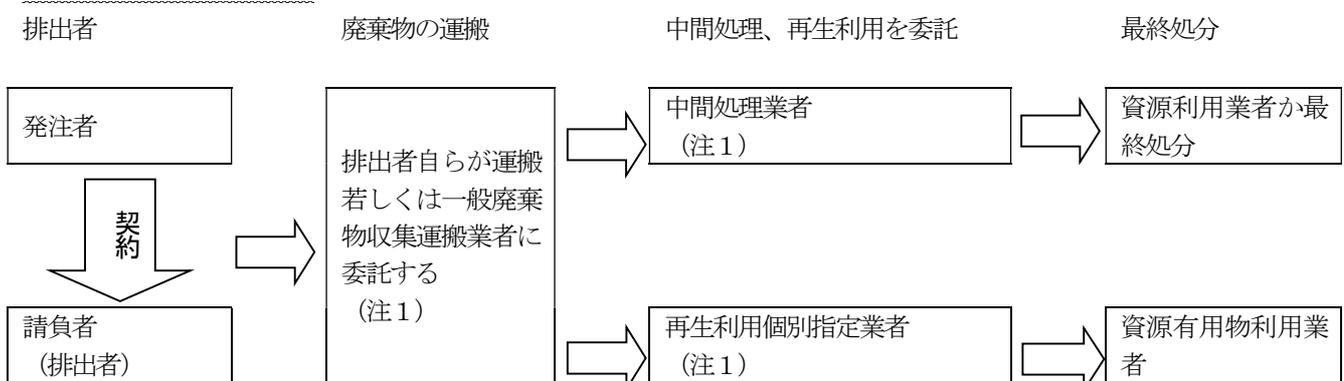
①中間処理又は再生利用の品目及びその品目の処理方法（運搬は別途に契約等が必要：Iを参照）

②中間処分等の後の廃棄物の持出先（再生利用先、最終処分先・資源利用者）

③処分可能量と一時保管量

④市の許可番号又は市の指定番号

III. 建設一般廃棄物の流れ



注1：下呂市の一般廃棄物収集運搬許可業者及び一般廃棄物処分許可業者又は再生利用個別指定業者に委託する場合は、次のことを確認してください。

事業系廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。「自らの責任において適正に処理すること」とは、自家処理に限らず、処理手数料を負担して下呂市の施設に搬入することや、一般廃棄物処理業者として下呂市長の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）又は、一般廃棄物再生利用業者として下呂市長が指定した者（以下「指定業者」という。）に処理を委託することも含みます。市長の許可や指定のない者に処理を委託したり、委託処理基準に違反した場合は、廃棄物処理法により罰せられます。

市長の許可・指定は、一般廃棄物処理基本計画に適合するとともに、一定の処理能力を有し、かつ、関係法令等で定める諸条件を満たしている場合に限ります。なお、許可業者は自ら業を行うことが必要であり、一般廃棄物の収集運搬及び処分を他人に再委託することは禁止されています。

①収集運搬：許可業者の許可内容を確認し、廃棄物の搬出先（市の施設、一般廃棄物処分許可業者、一般廃棄物再生利用個別指定業者のいずれか）を確認してください。※収集運搬業者に廃棄物の処分を委託してはなりません。

②処分業者：許可業者の許可内容を確認し、処理方法（事業の範囲）、処分後の持出先（最終処分若しくは資源利用者）を確認してください。

③再生利用個別指定業者：指定業者の指定内容を確認し、資源利用者がどのような利用をするのかを確認してください。